

**【写】**

富最賃審第 12 号  
令和 6 年 10 月 28 日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

令和 6 年 8 月 21 日付け富労発基 0821 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

なお、審議経過は別紙 2 のとおりである。

富山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

- 1 適用する地域  
富山県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,003円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 審議経過

令和6年9月30日 第1回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会  
(議事)

専門部会長及び同代理の選出について  
専門部会運営規程(案)について  
特定最低賃金審議運営事項について  
専門部会の審議日程(案)について  
労働経済等関係指標について  
最低賃金に関する基礎調査結果について  
金額審議における留意点について  
最低賃金の名称変更について  
参考人の意見表明について  
労使各側の基本的主張について  
金額等審議

令和6年10月22日 第2回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会  
(議事)

金額審議

令和6年10月28日 第3回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会  
(議事)

金額審議 結審 (全会一致)